

みどりの食料システム戦略推進総合対策

令和8年度予算額 574百万円（前年度 612百万円）
（令和7年度補正予算額 4,000百万円）

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

①地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

②都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
- オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進や「クレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
- ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など



生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



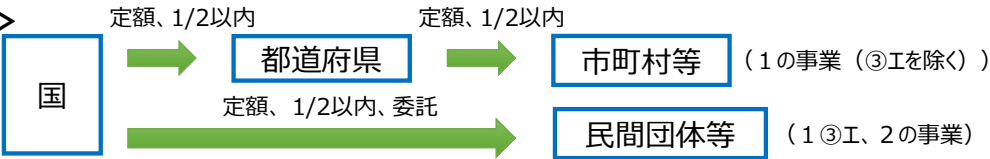
加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186） 1

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 先進的有機農業拡大促進事業

令和7年度補正予算額 4,000百万円の内数

<対策のポイント>

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 （6.3万ha〔令和12年〕）
- スマート農業技術を活用した面積の割合 （50%〔令和12年〕）

<事業の内容>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
(自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
(ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

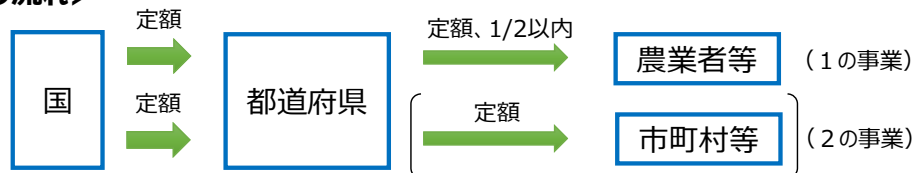
【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること
等の全ての要件を満たすこと

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>

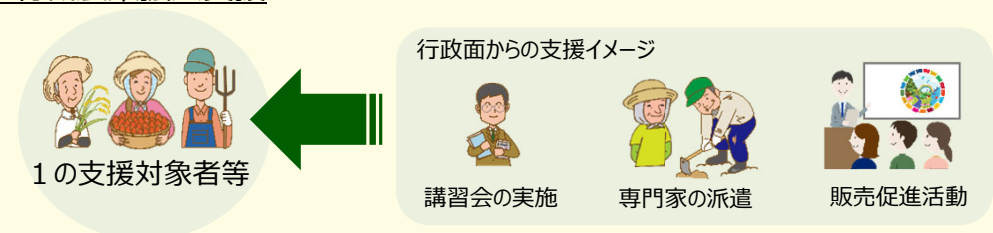


<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2. 有機農業拡大支援



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114) 2

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
（令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数）

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

＜事業目標＞

有機農業の面積 （6.3万ha〔令和12年〕）

＜事業の内容＞

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫した有機農業を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算します。

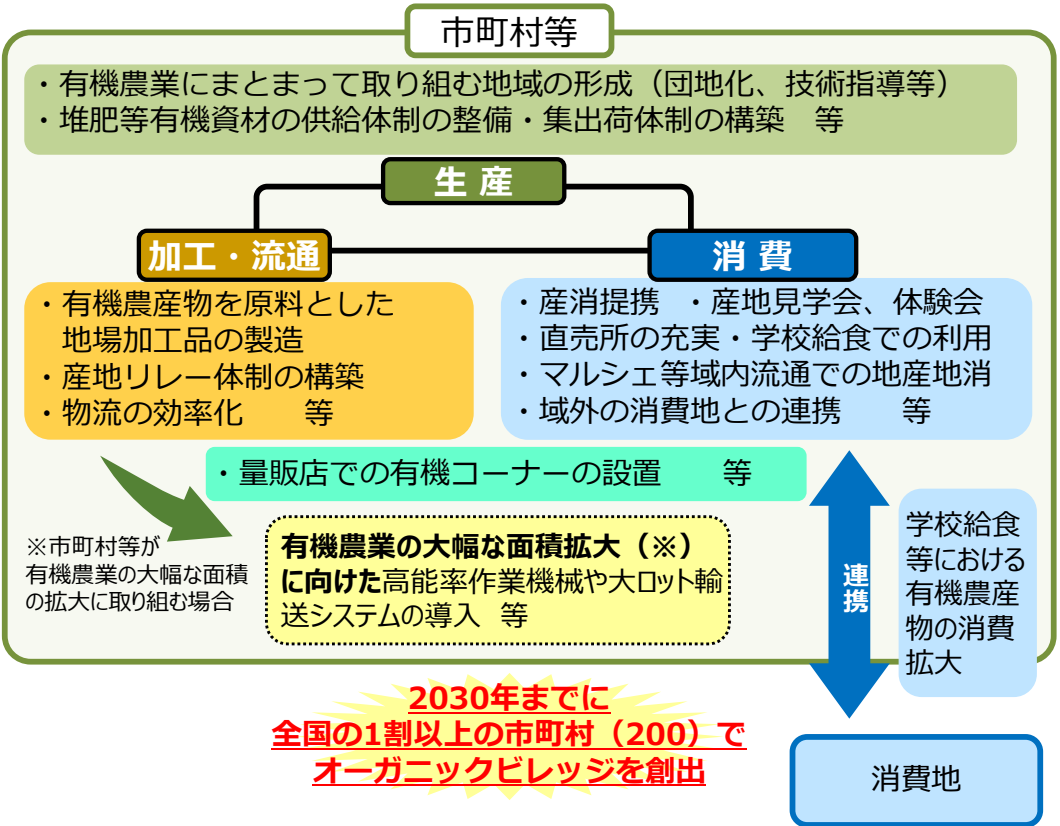
※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積 （6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
（※）これまでに本事業による支援を受けていない者であること

- ② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

- ③ 単価 : 10aあたり2万円以内

（本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

- ④ 要件 : ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
ウ 有機農業での新規就農者の場合、
地域における国際水準の有機農業の平均的な収量と
おおむね同等以上の収量実績があること

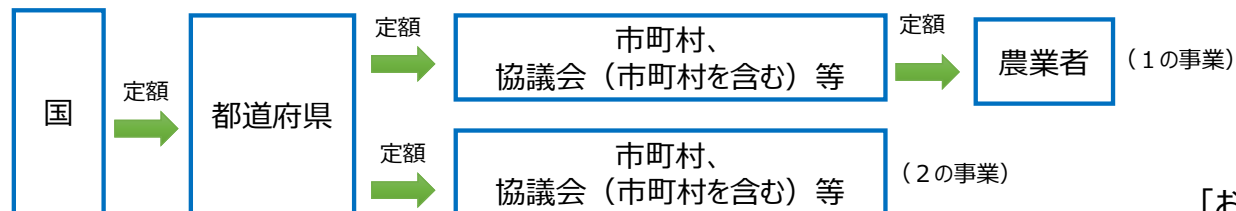
等



2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



慣行農業から有機農業への転換

<対策のポイント>

有機農業の拡大に向けた環境づくりを推進するため、民間団体が行う、**産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援**や、**農業者の技術習得等による人材育成**、有機農業の栽培技術を広域的に指導する**活動等**を**一体的に行う取組**や、有機農産物等の通年供給とロット拡大に向けた**共同調達・共同利用**、消費拡大に資する**消費者理解醸成**の取組等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積拡大（6.3万ha〔令和12年〕）
- 有機農業者数の増加（3.6万人〔令和12年〕）
- 有機食品の国産シェア拡大（84%〔令和12年〕）
- 国内の有機食品市場の拡大（3,280億円〔令和12年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機農産物等の共同調達・共同利用等支援事業

（1）有機農産物の利用拡大を推進するため、以下の取組を支援します。

- ①有機農産物等の産地間連携実証
- ②生産規模・ニーズに応じた販売戦略の策定

（2）国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

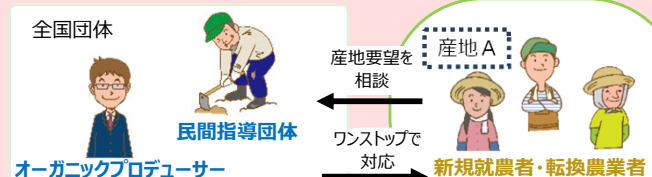
3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング

生産

・産地における販売戦略の提案や有機JASに関する講習受講、有機農業の現地指導・研修等の支援により有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備。



⇒ 取組面積・生産量拡大

消費

・国産有機サポーターズと連携した情報発信により消費者の需要を喚起。
・生産者と実需者とのマッチング



⇒ 需要拡大

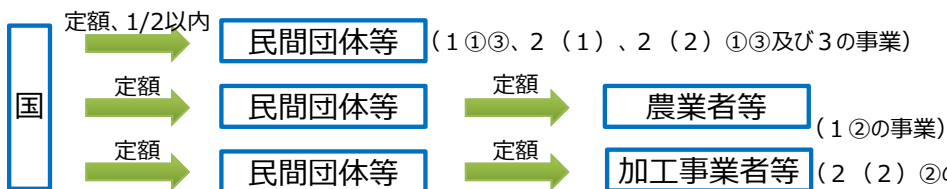
共同調達・共同利用

・産地間連携による切れ目のない供給体制の構築や、流通体制の効率化。
・実需者と産地の連携による広域的な加工原料調達モデルを構築。



⇒ 取扱拡大

<事業の流れ>



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな生産体系加速化事業

令和8年度予算額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
（令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数）

<対策のポイント>

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
[令和12年]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

<事業の内容>

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予測・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。
※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術

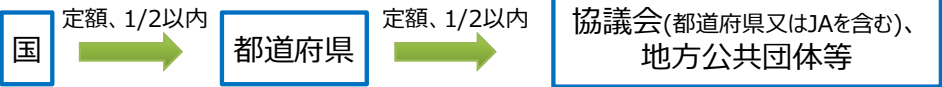
〔支援内容〕

- ① 検討会の開催
- ② **グリーンな生産体系の検証**
- ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
- ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

以下の1又は2を検証

1 グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)



省力化に資する技術(例)



選 検証に必要な
択 スマート農業機械等の導入



気候変動適応技術(例)



2 グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

〔お問い合わせ先〕
(1の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107)
(2の事業) 畜産局総務課畜産総合推進室 (03-6744-0568)

＜対策のポイント＞

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、**みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築**と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. みどりトータルサポートチームの体制整備

① みどりトータルサポートチームの構築及び運営

みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者(みどり認定農業者)等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、**都道府県が行う**関係自治体や関係事業者、専門家等で構成される**みどりトータルサポートチームの構築及びその運営**を支援します。

② 専門技術を持つ指導者の育成

都道府県が行う有機農業等の技術指導者の**人材育成**を支援します。

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

みどりトータルサポートチーム等がみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援します。

① 生産から販売、経営までの課題解決サポート

- ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
- イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
- ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
- エ 消費者に対する理解醸成の活動

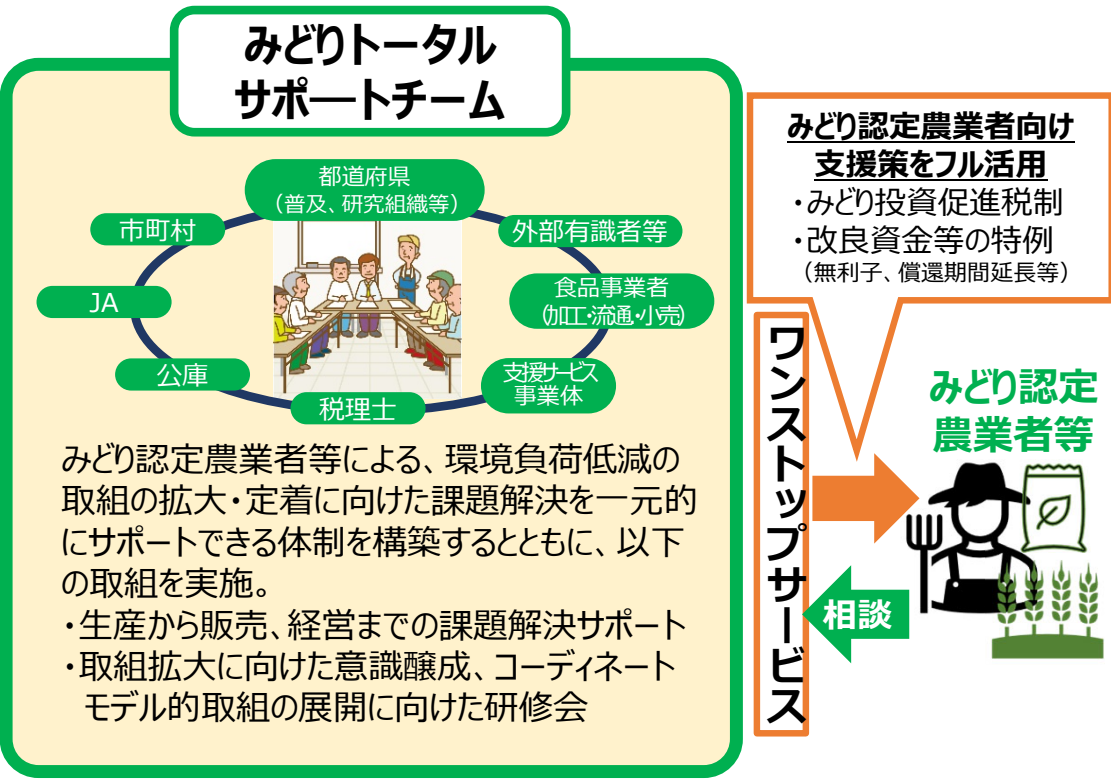
等

② 取組拡大に向けた活動

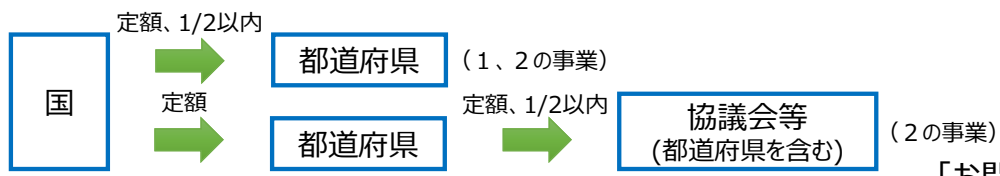
- ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
- イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会

等

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



日本型直接支払のうち
環境保全型農業直接支払交付金

令和 8 年度予算額 2,804百万円（前年度 2,804百万円）

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和 9 年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

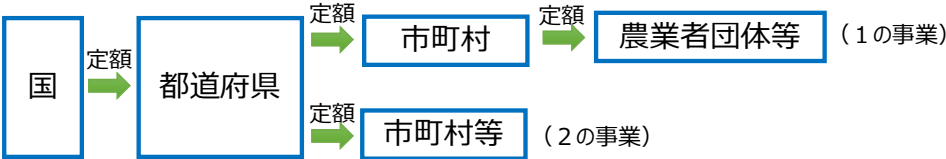
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686百万円（前年度2,686百万円）

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118百万円（前年度118百万円）

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稻）又は1t（水稻以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	総合防除実践指標の 6 割以上を達成するとともに、畦畔除草管理や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注 1）このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円/10aを加算。

注 2）主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組 ※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組或多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 （03-6744-0499） 8

＜対策のポイント＞

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催を支援するとともに、新規市場の開拓・輸出先の多角化のため有機食品の市場動向調査を実施します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物の輸出拡大に向け、以下の取組を支援します。

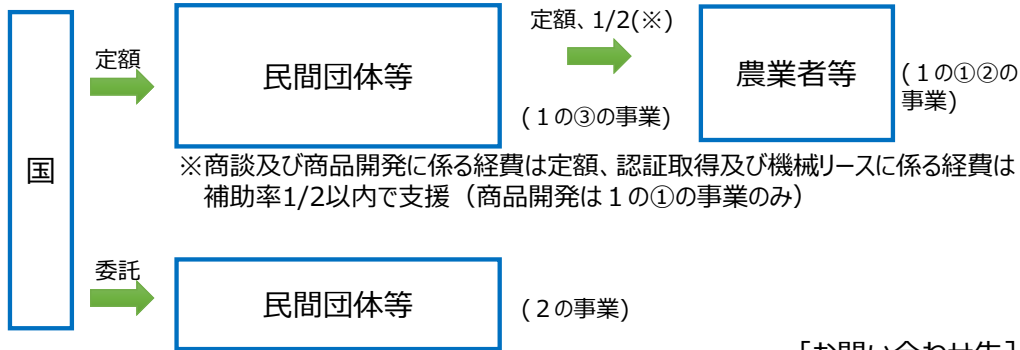
1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

- ① 有機JAS認証の取得、商談の実施等
- ② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施
- ③ GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催

2. 有機食品の市場動向調査

輸出が期待される国や品目等の調査を実施

＜事業の流れ＞



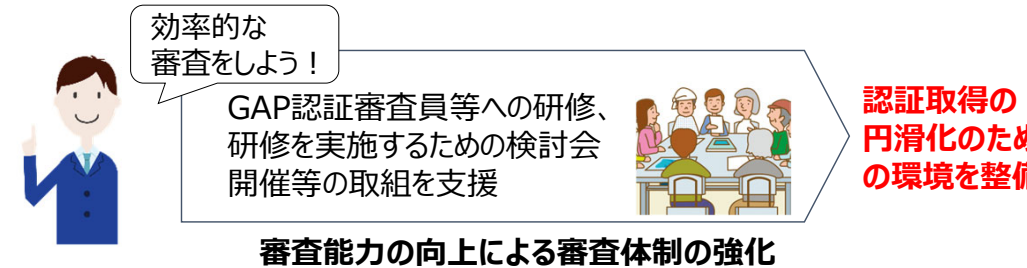
＜事業イメージ＞

1 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

有機JAS認証、GAP等認証取得等支援（①②）



GAP認証審査員等を対象とした研修会開催（③）



2 有機食品の市場動向調査

